

令和 5 年 5 月 8 日

障害児通所支援事業所 管理者様

東大阪市福祉部障害者支援室  
障害児サービス課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う障害児通所支援事業所の対応について（通知）

平素は、本市児童福祉行政にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

東大阪市の新型コロナウイルス感染症に係る障害児通所支援における臨時的な対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害児通所支援事業所の対応について（通知）」（令和 4 年 1 月 28 日付東大阪福障児第 1635 号）でお示ししているところです。

今般、

新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の位置づけの変更（令和 5 年 5 月 8 日以降）に伴い、障害児通所支援における臨時的な取扱いについて、下記のとおりといたします。

変更がありますので、通知いたします。

引き続き、各事業所におかれましては、今後も必要な感染防止対策等を講じつつ、必要なサービスを適切に提供いただきますようお願いいたします。

#### 【変更点および留意事項】

##### 1. 電話や訪問等による代替的な支援の取扱いの請求可能要件（令和 5 年 5 月 31 日まで）

- ①医療的ケア児または基礎疾患児であることから、事業者が通所すべきではないと判断した児童生徒、または感染リスク等により保護者から代替的支援実施の希望がある児童生徒、及び 2 の感染者発生による学校休校時の取扱いに記載の場合
- ②通常サービス実施時と同様の利用者負担額が発生することについての保護者への説明及び同意
- ③契約支給量内での実施・請求
- ④複数事業所において同一日利用不可
- ⑤実施月の翌月 10 日までに障害児サービス課に報告書を提出（様式 2）
- ⑥代替的支援実施の理由及び内容の記録の作成及び事業所内での保管（様式 3）

##### 2. 感染者発生による学校休校（学年閉鎖・学級閉鎖）時の取扱い（令和 5 年 5 月 31 日まで）

- ①保健所による濃厚接触者の調査終了までは、当該学校生徒に対して利用自粛を要請
- ②保健所による濃厚接触者の調査が終了後は、濃厚接触者以外の生徒は利用再開可能（休校期間中含む）
- ③学校休校期間中は休業日単価を適用

④保健所による濃厚接触者の調査終了までの期間は、当該学校生徒に対して代替的支援の取扱いが可能

⑤濃厚接触者とされた児童は、健康観察期間中は1の代替的支援の取扱いが可能（訪問以外の方法）

### 3. 放課後等デイサービス事業所において、通常必要なサービス提供に影響がある場合の取扱い

#### い （令和5年6月1日から一定の要件のもと当面の間）

～通常必要なサービスの提供に影響がある場合とは～

①事業所の利用者または職員に感染者が発生している場合

②感染拡大地域である場合で感染を未然に防ぐために休業する場合

③事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合

上記①～③のときに利用者が通常のサービスを受けられない場合において、居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行った場合は、通常と同額の報酬算定が可能

#### 【報告・請求方法】

・居宅への訪問支援を提供する場合は、事前に障害児サービス課へTEL

・事業所では当課に事前連絡した日時、連絡者氏名、利用者氏名、障害児サービス課職員名を事業所作成の日誌等に記載し、保管

・国保連合会への請求の際には実績記録票の備考欄に「在宅支援実施」と記入し電子請求

※ 臨時的な取扱いの変更により、電話やメール、LINEやZOOMなど、対面を伴わない代替手段でのサービス提供は認められませんので、ご注意ください。

問い合わせ先

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 福祉部 障害者支援室 障害児サービス課

TEL 06-4309-3248 FAX 06-4309-3813